令和元年12月3日

令和元年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目 次

1	鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第1条関係)	•	• •	
2	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(第2条関係)	•		4
3	鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(第3条関係)	•		
4	鳥羽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(第4条関係)	•		4
5	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例(第5条関係)	•		ĺ
6	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(第6条関係)	•	• •	,
7	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(第7条関係)	•		8
8	鳥羽市職員給与条例(第1条関係)	•	• •	10
9	鳥羽市職員給与条例(第2条関係)	•		20
10	鳥羽市固定資産評価審査委員会条例	•	• •	23
11	災害弔慰金の支給等に関する条例	•		24

# (件名) 鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第2号) (第1条関係)

改正案(新)	現 行 (旧)
(任命権者の報告事項)	(任命権者の報告事項)
第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告	第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告
しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤	しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤
職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び	職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除
同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同	く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
じ。)に係る次に掲げる事項とする。	
(1)~(10) (略)	$(1)$ $\sim$ $(10)$ (略)

# (件名) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和31年条例第18号) (第2条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(休職の効果)	(休職の効果)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規	
定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法	
第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範	
<u>囲内」とする。</u>	

## (件名) 鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成19年条例第4号) (第3条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす
る。	る。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 地方公務員法 <u>第22条</u> に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員(規	(3) 地方公務員法 <u>第22条第1項</u> に規定する <u>条件附採用</u> になっている職
則で定める職員を除く。)	員(規則で定める職員を除く。)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
3 (略)	3 (略)

# (件名)鳥羽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和31年条例第19号)(第4条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当(法第	第3条 減給は、1日以上6月以下給料の月額と暫定手当の月額との合計
22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬	<u>額</u> の10分の1以下を減ずるものとする。
<u>をいう。)の合計額</u> の10分の1以下を減ずるものとする。	

勤勉手当を支給する。

# (件名) 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号) (第5条関係) 改正案(新) 現 行 (旧) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条(略) 第7条(略) 2 鳥羽市職員給与条例第43条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児 休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2 第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6かした期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員 (地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員を除く。) が職務に復帰した場合において、部内の他 の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間 を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務した ものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の 昇給を行う日として規則で定める日(以下この条において「昇給日」と いう。) 又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調 整することができる。

月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日(以下この条において「昇給日」という。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(部分休業をしている職員の給与の取扱い)	(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規	
定の適用については、同項中「鳥羽市職員給与条例第11条」とあるのは	
「鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年	
条例第 号)第19条第1項及び第2項」と、「鳥羽市職員給与条例	
第36条」とあるのは「鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関	
する条例第23条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」とする。	
3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する第1項の	
規定の適用については、同項中「鳥羽市職員給与条例第11条」とあるの	
は「鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条」	
と、「鳥羽市職員給与条例第36条」とあるのは「鳥羽市会計年度任用職	
員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」とする。	

## (件名) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第16号) (第6条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ	第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ
当該各号に掲げる額とする。	当該各号に掲げる額とする。
$(1)\sim(4)$ (略)	$(1)\sim(4)$ (略)
(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の	
例により実施機関が市長と協議して定める額	

## (件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第8号) (第7条関係)

改 正 案 (新) 現 行 (旧) (報酬) (報酬)

の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及 び選挙立会人その他特別職の非常勤職員(以下「委員等」という。)の報 酬は、別に条例で定めるものを除き別表のとおりとする。

2 · 3 (略)

別表(第1条、第2条関係)

区分		報酬の額	旅費の額				
(略)							
補充員で臨時に充てられ た選挙管理委員	日額	6, 100円	同				

第1条 委員会の委員、その他の委員、審査会及び審議会等の委員その他 第1条 委員会の委員、その他の委員、審査会及び審議会等の委員その他 の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及 び選挙立会人その他非常勤の職員(以下「委員等」という。)の報酬は、 別に条例で定めるものを除き別表のとおりとする。

2 · 3 (略)

別表(第1条、第2条関係)

区分		報酬の額	旅費の額		
(略)					
補充員で臨時に充てられ た選挙管理委員	日額	6, 100円	同		
公民館長(常勤のものを除く。)	年額	34,000円	匝		
公民館主事	年額	23, 200円	司		
菅島コミュニティアリー ナ館長	年額	34,000円	同		
農村婦人の家館長	年額	34,000円	司		

Ģ	改 正 案 (新)		現 行 (旧)						
スポーツ推進審議会委員	日額 6,100	日同	スポーツ推進審議会委員	日額 6,100円	同				
(略)			(略)						
社会教育委員	日額 6,100	同	社会教育委員	日額 6,100円	同				
学校評議員	年額 3,000	<b>月</b> 同	41 人 松 本 朴 溢 巳	100,000円					
学校運営協議会委員	年額 5,000	日同	社会教育指導員	月額 (人権担当) 145,000円	同				
特別職報酬等審議会委員	日額 6,100	同	特別職報酬等審議会委員	日額 6,100円	同				
(略)			(略)						
その他特別職の非常勤職員	予算の範囲内で市長 定める額	同同	その他非常勤職員	予算の範囲内で市長が 定める額	同				

#### (件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)(第1条関係)

#### 改 正 案 (新)

#### 第43条の3 (略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時 差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第</u> <u>68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該 一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対 し、その取り消しを申し立てることができる。

 $3 \sim 6$  (略)

(勤勉手当)

#### 第44条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者 が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基 礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職 員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5 (特定 幹部職員にあっては、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分 の97.5 (特定幹部職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額の 総額

## 現行(旧)

## 第43条の3 (略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時 差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第</u> 160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当 該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に 対し、その取り消しを申し立てることができる。

 $3 \sim 6$  (略)

(勤勉手当)

#### 第44条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者 が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基 礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職 員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額を加算した額に100分の92.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の112.5) を乗じて得た額の総額

改正案 (新) 現 行 (日) (2)(略) (2)(略)  $3 \sim 5$ (略)  $3 \sim 5$ (略) 別表第2(第2条関係) 別表第2(第2条関係) 行政職給料表 行政職給料表 職員 職務 職務 2級 職員 1級 3級 4級 5級 6級 1級 2級 3級 4級 5級 6級 の区 の級 の級 の区 分 給料 号給 分 号給 月額 再任 百円 百円 百円 百円 百円 百円 百円 百円 再任 百円 百円 百円 百円 用職 1,955 2,315 2,642 2,897 3, 192 用職 1,441 1,940 2,300 2,630 2,889 3, 192 1 1,461 1 員以 員以 1,452 3, 214 2 1,472 1,973 2,331 2,660 2,919 3, 214 2 1,958 2,316 2,649 2,911 外の 外の 3 3, 237 3, 237 1,484 1,991 2,346 2,678 2,940 3 1,464 1,976 2,331 2,667 2,934 職員 3, 259 職員 3, 259 4 2,362 4 1,495 2,009 2,699 2,960 1,475 1,994 2,347 2,688 2,955 5 1,506 2,376 2,716 3, 281 5 2,009 2,705 2,974 3, 281 2,024 2,979 1,486 2,361 6 1,517 2,042 2,393 2,734 3,000 3, 301 6 1,497 2,027 2,378 2,724 2,997 3, 301 3, 323 7 1,528 2,060 2,408 2,752 3,022 3, 323 7 1,508 2,045 2,393 3,020 2,743 2,772 3, 042 1,539 2,078 2,424 3, 345 2,063 2,409 2,764 3,042 3, 345 8 8 1,519 1,549 2,435 2,792 3, 364 1,530 2,784 3, 364 9 3,061 9 2,079 2,421 2,094 3,061 10 1,563 2, 112 2,450 2,812 3,084 3,386 10 1,544 2,097 2,436 2,804 3,084 3,386 2, 452 2,831 1,557 11 1,576 2, 130 2,466 3, 106 3,406 11 2, 115 2,825 3, 106 3,406 1,570 2, 133 12 1,589 2,479 2,850 3, 129 12 3, 129 3,428 2, 148 3, 428 2,466 2,845 13 1,601 2, 162 2,494 2,870 3, 150 13 1,583 2, 147 2,481 2,865 3, 150 3,446 3, 446 2,508 3, 171 14 1,616 2, 180 2,889 3, 466 14 1,598 2, 165 2,496 2,886 3, 171 3, 466 2,908 3, 193 3,486 2, 182 2,509 15 1,631 2, 197 2,521 15 1,613 2,906 3, 193 3,486 2,926 3, 214 2,200 2,523 3, 214 16 1,647 2,215 2,535 3,506 16 1,629 2,926 3,506 3, 233 2,944 17 1,659 2,232 2,550 3,523 17 1,642 2,217 2,538 2,944 3, 233 3, 523 18 1,674 2, 249 2,565 2,964 3, 253 3,543 18 1,657 2,234 2,554 2,964 3, 253 3, 543 2,582 2,985 3, 273 1,672 2,250 2,571 3,273 3,561 19 1,689 2,265 3, 561 19 2,985 20 3,580 20 1,687 1,704 2,281 2,600 3,005 3, 293 2,266 2,589 3, 293 3,005 3, 580

改 正 案 (新)								現 行 (旧)								
21	1,717	2, 295	2, 616	3, 024	3, 310	3, 599			21	1,701	2, 280	2,605	3,024	3, 310	3, 599	
22	1, 744	2, 312	2,633	3,045	3, 331	3,618			22	1,728	2, 297	2,623	3, 045	3, 331	3, 618	
23	1,770	2, 328	2,649	3,065	3, 351	3,638			23	1, 754	2, 313	2,640	3,065	3, 351	3,638	
24	1,796	2, 344	2,665	3,086	3, 372	3,657			24	1,780	2, 329	2,657	3,086	3, 372	3,657	
25	1,822	2, 354	2,684	3, 103	3, 386	3,677			25	1,807	2, 340	2,676	3, 103	3, 386	3,677	
26	1,839	2, 369	2, 702	3, 124	3, 405	3, 696			26	1,824	2, 355	2,695	3, 124	3, 405	3, 696	
27	1,855	2, 383	2,719	3, 144	3, 424	3, 716			27	1,840	2, 369	2,713	3, 144	3, 424	3, 716	
28	1,872	2, 395	2, 736	3, 164	3, 443	3, 736			28	1,857	2, 382	2, 731	3, 164	3, 443	3, 736	
29	1,887	2, 407	2, 753	3, 181	3, 459	3, 751			29	1,872	2, 395	2, 748	3, 181	3, 459	3, 751	
30	1, 904	2, 419	2,770	3, 201	3, 478	3, 769			30	1,889	2, 407	2, 767	3, 201	3, 478	3, 769	
31	1,922	2, 429	2, 788	3, 222	3, 497	3, 787			31	1,907	2, 417	2, 786	3, 222	3, 497	3, 787	
32	1, 939	2, 441	2,803	3, 243	3, 515	3,803			32	1,924	2, 429	2,803	3, 243	3, 515	3,803	
33	1, 955	2, 454	2,818	3, 255	3, 534	3,821			33	1,940	2, 442	2,818	3, 255	3, 534	3,821	
34	1, 969	2, 464	2,837	3, 275	3, 552	3,835			34	1,954	2, 453	2,837	3, 275	3, 552	3,835	
35	1, 984	2, 476	2,855	3, 294	3, 570	3,850			35	1,969	2, 465	2,855	3, 294	3, 570	3,850	
36	1, 999	2, 489	2,874	3, 315	3, 587	3,866			36	1, 984	2, 478	2,874	3, 315	3, 587	3,866	
37	2, 012	2, 498	2,890	3, 334	3,601	3,880			37	1, 997	2, 487	2,890	3, 334	3,601	3,880	
38	2, 025	2, 511	2,907	3, 353	3,614	3,892			38	2,010	2, 501	2,907	3, 353	3,614	3, 892	
39	2, 037	2, 523	2, 925	3, 373	3, 628	3, 904			39	2,022	2, 515	2, 925	3, 373	3, 628	3, 904	
40	2,050	2, 536	2, 943	3, 392	3, 642	3, 915			40	2,035	2, 529	2, 943	3, 392	3,642	3, 915	
41	2,063	2, 550	2, 958	3, 411	3, 655	3, 926			41	2,048	2, 543	2, 958	3, 411	3,655	3, 926	
42	2,076	2, 564	2, 975	3, 430	3, 664	3, 938			42	2,061	2, 557	2, 975	3, 430	3,664	3, 938	
43	2, 089	2, 576	2, 990	3, 448	3, 675	3, 950			43	2,074	2, 571	2,990	3, 448	3,675	3, 950	
44	2, 102	2, 588	3,006	3, 467	3, 686	3, 961			44	2, 087	2, 584	3,006	3, 467	3,686	3, 961	
45	2, 113	2,600	3, 022	3, 482	3, 694	3, 968			45	2,098	2, 596	3,022	3, 482	3, 694	3, 968	
46	2, 126	2,612	3, 039	3, 496	3, 703	3, 975			46	2, 111	2,609	3,039	3, 496	3, 703	3, 975	
47	2, 139	2,625	3, 055	3, 511	3, 712	3, 982			47	2, 124	2,623	3,055	3, 511	3,712	3, 982	
48	2, 152	2,636	3, 072	3, 526	3, 721	3, 989			48	2, 137	2,636	3,072	3, 526	3, 721	3, 989	
49	2, 163	2,647	3, 081	3, 542	3, 730	3, 995			49	2, 148	2,647	3,081	3, 542	3, 730	3, 995	
50	2, 174	2,658	3, 096	3, 550	3, 738	4,001			50	2, 159	2,658	3,096	3, 550	3, 738	4,001	

改 正 案 (新)								現 行 (旧)								
51	2, 184	2,671	3, 111	3, 562	3, 746	4,006	I		51	2, 169	2,671	3, 111	3, 562	3, 746	4,006	
52	2, 195	2,684	3, 127	3, 572	3, 754	4,010			52	2, 180	2,684	3, 127	3, 572	3, 754	4,010	
53	2, 206	2,694	3, 143	3, 581	3, 761	4,014			53	2, 191	2,694	3, 143	3, 581	3, 761	4,014	
54	2, 216	2,705	3, 159	3, 592	3, 768	4,017			54	2, 201	2, 705	3, 159	3, 592	3, 768	4,017	
55	2, 225	2,718	3, 175	3,601	3, 775	4,020			55	2, 210	2,718	3, 175	3,601	3, 775	4,020	
56	2, 235	2, 731	3, 190	3,612	3, 782	4,023			56	2, 220	2, 731	3, 190	3,612	3, 782	4, 023	
57	2, 238	2,740	3, 205	3,621	3, 787	4,026			57	2, 224	2,740	3, 205	3,621	3, 787	4,026	
58	2, 246	2,750	3, 217	3,628	3, 793	4,029			58	2, 233	2,750	3, 217	3,628	3, 793	4,029	
59	2, 254	2, 759	3, 229	3,635	3, 799	4,032			59	2, 241	2, 759	3, 229	3,635	3, 799	4,032	
60	2, 261	2,770	3, 241	3,642	3,806	4,035			60	2, 249	2,770	3, 241	3,642	3,806	4,035	
61	2, 268	2, 781	3, 248	3,646	3,810	4,038			61	2, 256	2, 781	3, 248	3,646	3,810	4,038	
62	2, 278	2, 791	3, 257	3,652	3, 817	4,041			62	2, 266	2, 791	3, 257	3,652	3,817	4,041	
63	2, 286	2,800	3, 265	3,659	3, 823	4,044			63	2, 274	2,800	3, 265	3,659	3,823	4,044	
64	2, 294	2,810	3, 273	3,666	3, 829	4,047			64	2, 283	2,810	3, 273	3,666	3,829	4,047	
65	2, 301	2,815	3, 282	3,669	3, 833	4,050			65	2, 290	2,815	3, 282	3,669	3,833	4,050	
66	2, 308	2,824	3, 286	3,676	3, 839	4,053			66	2, 298	2,824	3, 286	3,676	3, 839	4,053	
67	2, 317	2,831	3, 293	3,683	3, 845	4,056			67	2, 307	2,831	3, 293	3,683	3,845	4,056	
68	2, 327	2,840	3, 301	3,690	3, 851	4,059			68	2, 317	2,840	3, 301	3,690	3,851	4,059	
69	2, 334	2,850	3, 309	3, 693	3, 855	4,061			69	2, 324	2,850	3, 309	3, 693	3, 855	4,061	
70	2, 340	2,858	3, 316	3, 699	3, 860	4,064			70	2, 331	2,858	3, 316	3, 699	3,860	4,064	
71	2, 345	2,866	3, 323	3, 706	3, 865	4,067			71	2, 337	2,866	3, 323	3, 706	3, 865	4,067	
72	2, 352	2,874	3, 330	3,712	3,871	4,070			72	2, 345	2,874	3, 330	3,712	3,871	4,070	
73	2, 360	2,882	3, 335	3, 715	3,874	4,072			73	2, 353	2,882	3, 335	3, 715	3,874	4,072	
74	2, 366	2,887	3, 341	3, 721	3, 878	4,075			74	2, 360	2,887	3, 341	3, 721	3,878	4,075	
75	2, 372	2,891	3, 346	3,728	3, 882	4,078			75	2, 367	2,891	3, 346	3, 728	3,882	4,078	
76	2, 377	2,896	3, 352	3, 734	3,886	4,080			76	2, 373	2,896	3, 352	3, 734	3,886	4,080	
77	2, 384	2,898	3, 355	3, 738	3, 889	4,082			77	2, 380	2,898	3, 355	3, 738	3,889	4,082	
78	2, 391	2, 901	3, 360	3, 743	3, 892	4, 085			78	2, 388	2, 901	3, 360	3, 743	3, 892	4, 085	
79	2, 398	2, 903	3, 364	3, 749	3, 895	4,088			79	2, 396	2, 903	3, 364	3, 749	3, 895	4,088	
80	2, 403	2,907	3, 369	3, 754	3, 898	4,090			80	2, 403	2, 907	3, 369	3, 754	3,898	4,090	

0.1	0.400	0.000	0.070	0.750	0.000	4 000	0.1	0.400	0.000	0.070	0.750	0.000	4 000
81	2, 408	2, 909	3, 373	3, 759	3, 900	4, 092	81	2, 408	2, 909	3, 373	3, 759	3, 900	4, 092
82	2, 415	2, 911	3, 378	3, 765	3, 903	4, 095	82	2, 415	2, 911	3, 378	3, 765	3, 903	4, 095
83	2, 422	2, 915	3, 383	3, 770	3, 906	4, 098	83	2, 422	2, 915	3, 383	3, 770	3, 906	4, 098
84	2, 429	2, 918	3, 388	3, 773	3, 908	4, 100	84	2, 429	2, 918	3, 388	3, 773	3, 908	4, 100
85	2, 435	2, 921	3, 391	3, 777	3, 910	4, 102	85	2, 435	2, 921	3, 391	3, 777	3, 910	4, 102
86	2, 442	2, 924	3, 395	3, 782	3, 913		86	2, 442	2, 924	3, 395	3, 782	3, 913	
87	2, 449	2, 927	3, 400	3, 786	3, 916		87	2, 449	2, 927	3, 400	3, 786	3, 916	
88	2, 456	2, 931	3, 404	3, 790	3, 918		88	2, 456	2, 931	3, 404	3, 790	3, 918	
89	2, 461	2, 934	3, 407	3, 794	3, 920		89	2, 461	2, 934	3, 407	3, 794	3, 920	
90	2, 466	2, 938	3, 411	3, 799	3, 923		90	2, 466	2, 938	3, 411	3, 799	3, 923	
91	2, 469	2, 941	3, 416	3,803	3, 926		91	2, 469	2, 941	3, 416	3,803	3, 926	
92	2, 473	2, 945	3, 420	3, 807	3, 928		92	2, 473	2, 945	3, 420	3, 807	3, 928	
93	2, 476	2, 947	3, 422	3,810	3, 930		93	2, 476	2, 947	3, 422	3,810	3, 930	
94		2, 949	3, 426				94		2, 949	3, 426			
95		2, 952	3, 431				95		2, 952	3, 431			
96		2, 956	3, 435				96		2, 956	3, 435			
97		2, 958	3, 437				97		2, 958	3, 437			
98		2, 961	3, 441				98		2, 961	3, 441			
99		2, 965	3, 445				99		2, 965	3, 445			
100		2, 969	3, 448				100		2, 969	3, 448			
101		2,971	3, 451				101		2,971	3, 451			
102		2,974	3, 455				102		2,974	3, 455			
103		2,978	3, 459				103		2,978	3, 459			
104		2, 981	3, 463				104		2, 981	3, 463			
105		2, 983	3, 468				105		2, 983	3, 468			
106		2, 986	3, 472				106		2, 986	3, 472			
107		2, 990	3, 476				107		2, 990	3, 476			
108		2, 993	3, 480				108		2, 993	3, 480			
109		2, 995	3, 485				109		2, 995	3, 485			
110		2, 999	3, 489				110		2,999	3, 489			

			改正	案 (第	斤)		
	111		3,003	3, 492			
	112		3,006	3, 495			
	113		3,008	3, 500			
	114		3,010				
	115		3,013				
	116		3,017				
	117		3,019				
	118		3, 021				
	119		3,024				
	120		3, 027				
	121		3,031				
	122		3,033				
	123		3,036				
	124		3, 039				
	125		3,042				
再任 用職 員		1,877	2, 152	2, 552	2,746	2, 897	3, 151

111	3,003	3, 492		
112	3,006	3, 495		
113	3,008	3,500		
114	3,010			
115	3,013			
116	3,017			
117	3,019			
118	3,021			
119	3,024			
120	3, 027			
121	3, 031			
122	3,033			
123	3,036			
124	3, 039	•		
125	 3,042			

行 (旧)

現

## 別表第3 (第2条関係)

## 医療職給料表

職員の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		百円	百円	百円	百円
用職	1	2, 498	3, 350	3, 990	4,717
員以	2	2, 523	3, 380	4, 019	4, 740
外の	3	2, 548	3, 409	4, 045	4, 762

# 別表第3 (第2条関係)

1,877

再任 用職

員

## 医療職給料表

2,552

2,746

2,897

3, 151

2, 152

職員の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		百円	百円	百円	百円
用職	1	2, 479	3, 331	3, 979	4,717
員以	2	2, 504	3, 361	4,008	4, 740
外の	3	2, 529	3, 390	4,037	4, 762

		改正	案 (新)					現	行 (旧)		
職員	4	2, 573	3, 438	4,072	4, 785	職員	4	2, 554	3, 420	4, 065	4, 785
	5	2, 595	3, 465	4, 098	4,807		5	2, 576	3, 447	4,091	4,807
	6	2, 633	3, 497	4, 122	4,829		6	2,614	3, 480	4, 118	4, 829
	7	2, 671	3, 528	4, 149	4,851		7	2,652	3, 511	4, 146	4, 851
	8	2, 709	3, 559	4, 173	4,873		8	2,690	3, 542	4, 173	4,873
	9	2, 745	3, 587	4, 195	4, 893		9	2, 726	3, 570	4, 195	4, 893
	10	2, 785	3,614	4, 222	4, 914		10	2, 766	3, 599	4, 222	4,914
	11	2, 825	3, 645	4, 248	4, 935		11	2,806	3, 630	4, 248	4, 935
	12	2, 865	3, 677	4, 275	4, 956		12	2,846	3, 662	4, 275	4, 956
	13	2, 903	3, 706	4, 299	4, 977		13	2,884	3, 691	4, 299	4, 977
	14	2, 943	3, 741	4, 324	4, 998		14	2, 924	3, 727	4, 324	4, 998
	15	2, 982	3, 771	4, 348	5, 019		15	2, 963	3, 759	4, 348	5,019
	16	3, 021	3, 807	4, 373	5,040		16	3,002	3, 796	4, 373	5, 040
	17	3, 058	3, 843	4, 393	5,061		17	3, 039	3, 832	4, 393	5, 061
	18	3, 094	3,870	4, 417	5, 081		18	3, 075	3, 859	4, 417	5, 081
	19	3, 129	3, 895	4, 440	5, 101		19	3, 110	3, 887	4, 440	5, 101
	20	3, 165	3, 921	4, 464	5, 121		20	3, 146	3, 914	4, 464	5, 121
	21	3, 201	3, 949	4, 479	5, 139		21	3, 182	3, 942	4, 479	5, 139
	22	3, 238	3, 972	4, 503	5, 157		22	3, 219	3, 968	4, 503	5, 157
	23	3, 273	3, 997	4, 526	5, 176		23	3, 254	3, 994	4, 526	5, 176
	24	3, 306	4,018	4, 549	5, 195		24	3, 289	4, 018	4, 549	5, 195
	25	3, 341	4, 038	4, 569	5, 212		25	3, 324	4, 038	4, 569	5, 212
	26	3, 368	4, 061	4, 592	5, 230		26	3, 352	4, 061	4, 592	5, 230
	27	3, 394	4, 083	4,614	5, 248		27	3, 378	4, 083	4, 614	5, 248
	28	3, 420	4, 106	4,637	5, 266		28	3, 404	4, 106	4,637	5, 266
	29	3, 448	4, 129	4,658	5, 282		29	3, 432	4, 129	4,658	5, 282
	30	3, 467	4, 150	4, 681	5, 300		30	3, 453	4, 150	4,681	5, 300
	31	3, 489	4, 170	4, 704	5, 318		31	3, 475	4, 170	4,704	5, 318
	32	3, 513	4, 191	4, 726	5, 336		32	3, 499	4, 191	4,726	5, 336
Ī	33	3, 535	4,210	4, 746	5, 352		33	3, 521	4, 210	4, 746	5, 352

	改	正案(新	)			現	行 (旧)		
3	3, 558	4, 228	4, 767	5, 370	34	3, 545	4, 228	4, 767	5, 370
3	3, 579	4, 246	4, 788	5, 387	35	3, 567	4, 246	4, 788	5, 387
3	3,602	4, 266	4, 809	5, 405	36	3, 592	4, 266	4,809	5, 405
3	7 3,624	4, 285	4,830	5, 421	37	3,614	4, 285	4,830	5, 421
3	3, 648	4, 305	4, 848	5, 437	38	3, 638	4, 305	4, 848	5, 437
3	9 3,670	4, 324	4, 866	5, 451	39	3,662	4, 324	4,866	5, 451
4	3, 690	4, 344	4, 884	5, 467	40	3, 684	4, 344	4, 884	5, 467
4	3, 713	4, 362	4, 901	5, 482	41	3, 707	4, 362	4, 901	5, 482
4	3, 725	4, 380	4, 919	5, 496	42	3, 721	4, 380	4, 919	5, 496
4	3, 739	4, 397	4, 937	5, 510	43	3, 736	4, 397	4, 937	5, 510
4	3, 750	4, 415	4, 955	5, 523	44	3, 750	4, 415	4, 955	5, 523
4	3, 762	4, 433	4, 971	5, 535	45	3, 762	4, 433	4, 971	5, 535
4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4, 451	4, 988	5, 545	46	3, 776	4, 451	4, 988	5, 545
4	7 3, 791	4, 469	5, 006	5, 555	47	3, 791	4, 469	5,006	5, 555
4	3, 806	4, 486	5, 024	5, 565	48	3,806	4, 486	5, 024	5, 565
4	3, 817	4, 504	5, 040	5, 575	49	3, 817	4, 504	5, 040	5, 575
5			5, 053	5, 584	50	3,827	4, 521	5, 053	5, 584
5	1 3,837	4, 539	5, 066	5, 593	51	3, 837	4, 539	5, 066	5, 593
5		4, 557	5, 079	5, 602	52	3,845	4, 557	5, 079	5, 602
5	,		5, 089	5, 610	53	3, 854	4, 576	5, 089	5, 610
5	,		5, 102	5, 619	54	3, 863	4, 588	5, 102	5, 619
5			5, 115	5, 628	55	3,870	4,600	5, 115	5, 628
5			5, 128	5, 637	56	3, 879	4, 612	5, 128	5, 637
5	,		5, 138	5, 646	57	3, 886	4, 624	5, 138	5, 646
5	,		5, 146	5, 655	58	3, 895	4, 634	5, 146	5, 655
5	-,		5, 154	5, 664	59	3, 903	4, 644	5, 154	5, 664
6		4,654	5, 162	5, 671	60	3, 911	4, 654	5, 162	5, 671
6			5, 171	5, 680	61	3, 916	4, 662	5, 171	5, 680
6	,	4, 669	5, 179	5, 689	62	3, 921	4, 669	5, 179	5, 689
6	3, 925	4, 676	5, 188	5, 698	63	3, 925	4, 676	5, 188	5, 698

	改正	案 (新)				現	行 (旧)		
64	3, 930	4, 683	5, 196	5, 707	64	3, 930	4, 683	5, 196	5, 707
65	3, 933	4,690	5, 205	5, 716	65	3, 933	4, 690	5, 205	5, 716
66		4, 697	5, 214		66		4, 697	5, 214	
67		4, 704	5, 221		67		4, 704	5, 221	
68		4,710	5, 230		68		4, 710	5, 230	
69		4, 713	5, 239		69		4, 713	5, 239	
70		4,720	5, 247		70		4, 720	5, 247	
71		4, 727	5, 256		71		4, 727	5, 256	
72		4, 734	5, 265		72		4, 734	5, 265	
73		4, 738	5, 273		73		4, 738	5, 273	
74		4, 744	5, 282		74		4, 744	5, 282	
75		4, 751	5, 291		75		4, 751	5, 291	
76		4, 758	5, 298		76		4, 758	5, 298	
77		4, 762	5, 306		77		4, 762	5, 306	
78		4, 768	5, 315		78		4, 768	5, 315	
79		4,774	5, 324		79		4, 774	5, 324	
80		4, 779	5, 333		80		4, 779	5, 333	
81		4, 785	5, 341		81		4, 785	5, 341	
82		4, 790	5, 350		82		4, 790	5, 350	
83		4, 795	5, 359		83		4, 795	5, 359	
84		4,800	5, 368		84		4,800	5, 368	
85		4,804	5, 376		85		4, 804	5, 376	
86		4,810	5, 385		86		4, 810	5, 385	
87		4,814	5, 394		87		4, 814	5, 394	
88		4,819	5, 403		88		4, 819	5, 403	
89		4,824	5, 411		89		4, 824	5, 411	
90		4,830			90		4, 830		
91		4,836			91		4, 836		
92		4,840			92		4, 840		
93		4,845			93		4, 845	İ	

		改 ፲	E 案 (新)					現	行 (旧)		
	94		4, 851				94		4, 851		
	95		4,857				95		4, 857		
	96		4, 863				96		4, 863		
	97		4, 868				97		4, 868		
再任 用職 員		2, 962	3, 386	3, 930	4,660	再任 用職 員		2, 962	3, 386	3, 930	4,660

## (件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)(第2条関係)

(件名)鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)(第2条関係)	
改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(住居手当)	(住居手当)
第28条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	第28条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 <u>12,000円</u> を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を 支払っている職員(規則で定める職員を除く。)
(2) 第29条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 <u>16,000円</u> を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの	(2) 第29条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該 <u>各号に定める額</u> (当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該 <u>各号に定める額</u> の合計額)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に <u>定める額</u> (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該 <u>各号に掲げる額</u> (当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該 <u>各号に掲げる額</u> の合計額)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に <u>掲げる額</u> (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
ア 月額 <u>27,000円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>16,000円</u> を控除した額	ア 月額 <u>23,000円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>12,000円</u> を控除した額

## 改 正 案 (新)

イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>27,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が 17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) (略)

3 (略)

(勤勉手当)

第44条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95 (特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

 $3 \sim 5$  (略)

## 現 行 (旧)

イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>23,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が 16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) (略)

3 (略)

(勤勉手当)

第44条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5 (特定幹部職員にあっては、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の97.5 (特定幹部職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

 $3 \sim 5$  (略)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(臨時又は非常勤職員の給与)	(臨時又は非常勤職員の給与)
第48条 <u>臨時的任用職員</u> については、任命権者は、他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。	第48条 <u>臨時又は常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u> に ついては、任命権者は、他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内 で給与を支給するものとする。
2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例 で定める。	

### (件名) 鳥羽市固定資産評価審査委員会条例(昭和31年条例第35号)

改正案 (新) 現 行 (旧) (書面審理) (書面審理) 第6条(略) 第6条(略) 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用 する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」とい に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第 う。)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用 3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定によ り同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前 する方法により弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出 されたものとみなす。 項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3・4・5 (略) 3・4・5 (略) (手数料の額等) (手数料の額等) 第10条(略) 第10条 (略) (1) (略) (1) (略) (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38 (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38 条第1項の規定による交付を情報通信技術活用法第7条第1項の規定に 条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定に より同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げ

より同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法 前号に掲げる交 付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によって するとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(以下略)

(以下略)

る交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によ

ってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

## (件名) 災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年条例第33号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(償還等)	(償還等)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金について</u>	3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第</u>
は、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12	13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。
条の規定によるものとする。	